

長道第2336号の2
令和7年10月20日

道 路 占 用 者 様

長岡市土木部道路管理課長

冬期間における道路占用物件の維持管理について（依頼）

日ごろから市政についてご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、道路法が改正され、平成30年9月30日から道路占有者の占有物件に対する維持管理義務が明確化されました。

当市では降雪期の安全な通行を確保するため、道路の除雪作業を行っておりますが、歩道上で雪に埋まった占有物件に気付かず、除排雪作業中に重機で破損してしまう事故が発生しています。

ついては、下記のとおり冬期間における道路占有物件の維持管理についてご協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 除排雪作業の支障になり得る占有物件は、ポールや赤旗等で位置を明示してください。
- 2 除排雪作業の際に、特に注意が必要である箇所については、道路管理課までその旨の情報提供をしてください。
- 3 定期的にパトロールを行うなど適切な維持管理を行うとともに、日ごろの自主点検を強化してください。

（長岡市土木部道路管理課 0258-39-2232）